

京都大学ナノメディシン融合教育ユニット要項

- 第1 京都大学に、国立大学法人京都大学の組織に関する規程（平成16年達示第1号）第50条の2の規定に基づき、ナノテクノロジー及びライフサイエンスの異分野融合により高度先端医療分野（ナノメディシン）の人材養成のための教育を行うため、ナノメディシン融合教育ユニット（以下「ユニット」という。）を置く。
- 第2 ユニットにおける教育は、医学研究科又は工学研究科の学生又は科目等履修生を対象として、医学研究科、工学研究科及び再生医科学研究所が連携して行う。
- 第3 ユニットの実施期間は、平成22年3月31日までとする。
- 第4 ユニットに、ユニット長を置く。
- 2 ユニット長は、京都大学の専任の教授のうちから、第5に定める運営協議会の議に基づき、総長が任命する。
- 3 ユニット長の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠のユニット長の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 ユニット長は、ユニットの所務を掌理する。
- 第5 ユニットに、ユニットにおける教育の実施その他運営に関し必要な事項を審議するため、運営協議会を置く。
- 2 運営協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、運営協議会が定める。
- 第6 ユニットの事務は、工学研究科事務部において処理する。
- 第7 この要項に定めるもののほか、ユニットの組織及び運営に関し必要な事項は、ユニット長が定める。

附 則

この要項は、平成18年4月1日から実施する。